



生活排水処理施設とは？

生活排水処理施設には、**下水道および合併処理浄化槽の2種類**があります。単独処理浄化槽およびくみとり便所は、し尿が処理されますが、雑排水（台所・洗面所・風呂等）を処理することなく、そのまま近くの道路側溝などに排水されますので、生活排水処理施設ではありません。

今後は、単独処理浄化槽およびくみとり便所のご家庭は、下水道または合併処理浄化槽に切り替えていただくことになります。

<参考>下水道と合併処理浄化槽の一般的な違い

項目	下水道	合併処理浄化槽
処理の流れ	<p>●生活排水は、市が道路等に整備する下水道管で集めて、水再生センターで処理し、放流します。</p>	<p>●生活排水は、各ご家庭で設置した浄化槽で処理し、周辺の側溝などに放流します。</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道管の整備は最下流の施設から進めるので、上流地域は整備に期間を要します。 ●宅地内に処理設備を設置する必要はありません。 ●公共事業により計画的に整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各ご家庭で、希望する時に浄化槽を設置できます。 ●浄化槽の設置スペース（軽自動車1台分程度）が必要です。 ●整備の進捗が、各ご家庭の意向で変わります。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市が、道路内の下水道管や水再生センターなどを整備します。 ●個人負担で、宅地内の排水施設工事が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人負担で、合併処理浄化槽や宅地内の排水施設工事が必要です。 ●単独処理浄化槽やくみとり便所から高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合（新築・建替は除く）は、市の補助制度があります。 ※公共下水道事業認可区域は対象外です。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●市が、下水道使用者から頂いた下水道使用料で下水道管や水再生センターの維持管理を行います。 ※宅地内の排水施設は除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各ご家庭から専門業者に委託して維持管理を行います。
放流水質	<ul style="list-style-type: none"> ●市が、下水道法に基づく法定検査を実施しており、放流水質が安定しています。 （水質検査年24回以上 検査項目40項目） 	<ul style="list-style-type: none"> ●水質基準を守るためには、各家庭で適切な維持管理が必要となります。 （水質検査年1回以上 検査項目5項目）
個人負担の費用	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道への接続費用 <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金（土地の面積（㎡）×220円） ・宅地内の排水施設工事費 ●維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料（水道の使用水量より算定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備費用 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置費 ・法定検査費（8千円） ・宅地内の排水施設工事費 ●維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検・清掃費 ・法定検査費（5千円／年） ・電気代、機器交換費